

野生鳥獣肉の衛生管理について（論点メモ）

基本的な考え方

野生鳥獣肉を取り扱う者が、食用に供される野生鳥獣肉の安全性を確保するために必要な取組について、一般の家畜とは異なる狩猟、運搬、食肉処理等の実態や狩猟者に対する野生鳥獣由来の感染症対策の必要性等も踏まえ、下記の具体的な検討項目に係る議論を踏まえて、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインとして示す。

具体的な検討項目

□ は第1回検討会で出された意見

1. 野生鳥獣の狩猟時における取扱

○ 狩猟しようとする野生鳥獣に関する異常の確認

- ・ 狩猟しようとする野生鳥獣の外見や挙動について狩猟者による異常の確認

○ 食用とすることが可能な狩猟方法

- ・ 銃弾の種類、着弾部位に関する注意点、わな使用時の注意点等

○ 屋外で狩猟した野生鳥獣の血を抜く（放血）際の留意点

- ・ 放血に使用するナイフの消毒等

○ 屋外で狩猟した野生鳥獣から内臓摘出する場合の衛生確保の仕組み

- ・ 内臓摘出をする場合の条件や適切な処理方法

・ 多くの自治体が屋外で内臓を摘出しないよう指導しているが、実態としては屋外で摘出していることが多く、この実態を考慮すべきではないか。

・ 食肉処理場について、同処理場が契約をした猟師が現場で適切に放血及び内臓摘出をした野生鳥獣しか受け入れない事例もあるが、捕獲頭数が増えてきた場合に同じやり方は困難ではないか。

・ 狩猟した野生鳥獣の内臓を見ないと病気の有無はわからないため、狩猟時に内臓を廃棄しないようにすべきではないか。

○ 狩猟者自身の体調管理及び野生鳥獣由来の感染症対策

- ・ 狩猟した野生鳥獣にできる限り直接接触れないようにすること等

2. 野生鳥獣の運搬時における取扱

○ 狩猟した野生鳥獣を食肉処理場に運搬する際の留意点

- ・ 可能な限り短時間で運搬すること等

・ 狩猟した野生鳥獣について、鮮度を保ち、いかに早く食肉処理場に搬入するかが重要であるが、ガイドラインに時間の記載があると、それにこだわるあまり安全に運ぶことについての配慮がおろそかになるのではないか。

3. 野生鳥獣の食肉処理における取扱

○食肉処理場の施設設備に関する衛生管理

- ・施設設備及び器具の材質、洗浄方法、消毒等の具体的条件

○食肉処理施設が狩猟された野生鳥獣を受け入れる際に必要な衛生管理

- ・狩猟された野生鳥獣の洗浄等
- ・性別、捕獲時期など狩猟された野生鳥獣に関する情報

・位置情報が付加された写真画像を活用できないか。

- ・異常の有無や捕獲時の状況などをもとに判断する

○食肉処理場が、狩猟された野生鳥獣を解体する際に当該野生鳥獣の異常の有無を確認する方法

- ・野生鳥獣の異常の有無を確認する処理者の研修や資格制度などの体制
- ・屋外で摘出された内臓の確認
- ・厚生労働科学研究で作成された内臓の異常を判別するためのカラーアトラスの活用

○食肉処理場内における留意点

- ・はく皮、内臓摘出、背割り、枝肉洗浄、冷却、保管など食肉処理場における処理に係る工程ごとに遵守すべき食品衛生に関する事項

・現在、金属探知機を導入している施設は少ないが、銃弾が残されていないか確認するためには必要ではないか。

4. 野生鳥獣肉の加工及び販売時における取扱

○加工施設及び販売施設が野生鳥獣肉を仕入れる際に確認すべき事項

- ・狩猟や処理についての情報を確認すること等

・雌雄の別、狩猟した季節で品質が異なることから、野生鳥獣に関する情報をトレースできるようにすることが必要ではないか。

○加工施設及び販売施設が野生鳥獣肉を取扱う際の留意点

- ・調理器具の洗浄等

○加工施設及び販売施設が取引先に情報提供をすること

- ・十分な加熱が必要である旨の明示

5. 野生鳥獣肉の消費時（自家消費を含む）における取扱

○消費者が野生鳥獣肉を取扱う際の留意点

- ・調理器具の使い分けや、十分な加熱が必要であること

その他関係者による取組

1. 狩猟や流通に係る関係団体における取組

- 会員に対する研修
- 適切な衛生管理を行うための任意の資格制度の創設など

2. 都道府県等における取組

- 各事業者に対する指導
- 消費者に対する普及啓発
- その他の取組み

- ・ 自治体が任意の検査体制や資格制度を構築している事例もあり、このような取組を進めるべきではないか。
- ・ 自治体が中心となって野生鳥獣の検査センターのような拠点を作るべきではないか。
- ・ ガイドライン策定後も、自治体はその普及やデータ収集などに継続的に取り組むことが必要ではないか。
- ・ 狩猟者に対する野生鳥獣肉の衛生管理に関する指導については、狩猟免許の交付時などに行うことができないか。
- ・ 狩猟者や食肉処理業者が狩猟した野生鳥獣の異常の有無について確認するためには、これらの者に対する教育が必要ではないか。

3. 国における取組

- 都道府県等に対する研修の実施
- 消費者に対する普及啓発
- 野生鳥獣肉に由来する健康被害の把握